

令和4年度 大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業費補助金
(大分県物価高騰対応業務改善助成金) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この交付要綱は、燃油価格の高騰などにより物価が上昇している中で、中小企業事業者の生産性向上及び賃金引上げ等を支援するため、大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業実施要綱(令和4年7月14日雇労政第956号。以下「実施要綱」という。)及び大分県物価高騰対応中小企業等業務改善支援事業(助成金)実施要領(令和4年7月14日雇労政第956号。)に基づき、県内中小企業事業者が事業の実施に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要綱(令和4年2月1日付け厚生労働省発基0201第5号)第2条に該当する事業者をいう。
- (2) 「生産性向上」とは、設備投資(省エネ機器導入含む)やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、事業場の生産性を向上させることをいう。
- (3) 「事業場内最低賃金」とは、事業場内で最も低い賃金をいう。

(支給対象事業者)

第3条 大分県中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)が実施する大分県物価高騰対応業務改善助成金(以下「中央会助成金」という。)の支給対象とする中小企業事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、次の各号を全て満たす事業者とする。

- (1) 大分県内に事業場を設置していること
- (2) 常時使用する労働者の数が100人以下の事業場であること
- (3) 事業場内最低賃金が1,000円以下で、地域別最低賃金との差が31円以上あること
- (4) 事業場における雇入れ後3月を経過した労働者の事業場内最低賃金を、令和5年3月31日までに、別表第1の申請コース区分ごとに定める引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であって、令和5年3月31日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、別表第3に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)を支出していること

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは支給対象外とする。

- (1) 中央会助成金の交付申請日の前日から起算して3月前の日から交付請求を行った日の前日又は第1項第4号に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合

- ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
- イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
- エ 助成対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合
- (2) 中央会助成金の交付申請日の前日から起算して1年前の日から支払請求手続を行った日の前日又は第1項第4号に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合
- (3) 中央会助成金の交付申請及び事業実績報告の日から起算して過去3年以内に規則第15条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
- (4) 中央会助成金の交付申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）に定める徴収金のいずれかを継続して滞納している場合（ただし、交付決定までに納付を行った場合を除く。）
- (5) 中央会助成金の交付申請手続又は交付請求手続の時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）している場合。ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体

(支給額)

- 第4条 前条第1項第4号における事業場内最低賃金の引上げ及び生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行い、別表第3に掲げる助成対象経費を支出したときは、当該事業者に対して、予算の範囲内で中央会助成金を交付する。
- 2 中央会助成金の支給額は、助成対象経費に別表第1の第2欄に定める助成率を乗じた額又は同第3欄に定める申請コース区分ごとの引上げ労働者数に応じて定められた上限額のいずれか低い額とする。なお、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 中央会助成金の交付申請にあたって、社会保険労務士等に、就業規則その他これに準ずるも

のに引上げ後の事業場内最低賃金を定めるために係る報酬を支払った場合や、交付申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と別表第2第2欄に定める上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、令和5年1月31日までに中央会会長へ提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費の見積書
- (2) 誓約書(第12号様式)
- (3) その他中央会会長が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による交付申請書の提出にあたっては、中央会助成金に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して報告しなければならない。ただし、交付申請時において当該奨励金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(中央会会長が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、事業計画変更承認申請書(第3号様式)を中央会会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を中央会会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに中央会会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、中央会会長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間に定められている処分制限期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ中央会会長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 中央会会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を中央会に納付させることがあること。
- (9) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第5条第3項ただし書きの規定により中央会助成金の交付申請をした場合は、第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を当該助成金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第9号様式）により速やかに中央会会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。なお、第7条第1項の決定を受けた事業者（以下「支給決定事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (11) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による中央会会長の定める軽微な変更の範囲は、中央会助成金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(交付の決定等)

- 第7条 中央会会長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、規則第6条の規定に基づいて交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 中央会会長は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第5条第3項により中央会助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 中央会会長は、第5条第3項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、中央会助成金に係る消費税仕入控除税額について、当該助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 第6条第1項第1号による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画変更承認通知書（第4号様式）により行うものとする。

5 第6条第1項第2号による申請書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業中止（廃止）承認通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（契約等）

第9条 支給決定事業者は、助成対象経費に係る売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

（状況報告）

第10条 規則第9条の規定による状況報告は、中央会会長が事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに中央会会長に報告しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 中央会会長は、支給決定事業者が規則第15条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により中央会助成金の支給を受け、又は受けようとしたとき

（2）第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明した場合

（中央会助成金の返還）

第12条 中央会会長は、前条の規定により中央会助成金の支給決定を取り消した場合において、既に支給決定事業者に当該助成金が支払われているときは、交付決定取消及び返還命令通知書（第10号様式）により期限を定めてその返還を命じるものとする。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第7号様式）によるものとし、第3条の要件を満たしたことを証明する書面を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに中央会会長に提出しなければならない。

2 支給決定事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、中央会助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(中央会助成金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の規定による通知は、助成金の額の確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(中央会助成金の交付請求)

第15条 支給決定事業者は、前条の通知が到達したときは、速やかに交付請求書(第11号様式)を中央会会長に提出しなければならない。

(書類の提出部数等)

第16条 この要綱の規定により中央会会長に提出する書類の部数は1部とする。

附 則 この要綱は、令和4年7月25日から適用する。

別表第1

中央会 助成金 申請 コース 区分	(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)		
	支給対象 事業者	助成率	事業場内 最低賃金の 時間給相当 額の引上げ 額	賃金引上げ 労働者数	中央会助成金 上限額
30円 コース	以下の要件を満たす事業場 ①大分県内に事業場があること ②事業場規模が100人以下であること	4/5	30円以上	1人	300千円
				2～3人	500千円
				4～6人	700千円
				7～9人	1,000千円
				10人以上	1,200千円
45円 コース	③事業所内最低賃金が1,000円以下で、地域別最低賃金との差が31円以上あること	4/5	45円以上	1人	450千円
				2～3人	700千円
				4～6人	1,000千円
				7～9人	1,500千円
				10人以上	1,800千円
60円 コース	④令和4年7月1日～令和5年3月31日の間に第3欄に定める引上げを行い、引上げ後の賃金額を事業場内で使用する労働者の下限賃金額定め、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行っていること	4/5	60円以上	1人	600千円
				2～3人	900千円
				4～6人	1,500千円
				7～9人	2,300千円
				10人以上	3,000千円
90円 コース		4/5	90円以上	1人	900千円
				2～3人	1,500千円
				4～6人	2,700千円
				7～9人	4,500千円
				10人以上	6,000千円

別表第 2

(第1欄)	(第2欄)
中央会助成金支給対象経費	中央会助成金支給額
中央会助成金交付申請手続きや賃金引上げ時の事業場内最低賃金を定める就業規則の改正等に係る社会保険労務士等への報酬	<p>報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給額とする。年間契約を行っている場合は、中央会助成金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。</p> <p>ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>上限額 100千円</p>

(別表第 3)

助成対象経費
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費